

宇都宮商工会議所会報「天地人」有料折込事業 実施要項

平成19年	6月	1日	制定
平成20年	4月	1日	改正
平成26年	4月	1日	改正
平成28年	6月	1日	改正
令和元年	9月	1日	改正

(趣旨)

第1条 この要項は、宇都宮商工会議所（以下「当所」という。）が発行する会報「天地人」（以下「会報」という。）有料折込事業（以下、「折込事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本折込事業は、当所における新たな財源を確保するとともに事業所への販売促進機会の提供及び相互の情報交流の場を提供することで、地域経済の発展へ寄与することを目的とする。

(折込事業の範囲)

第3条 案内紙等の内容が、次の各号のいずれかに該当するものは、折込事業の対象としない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 会員及び消費者に誤解又は不利益を与えるおそれのあるもの
- (5) その他、折込事業実施上不適当な事項があるもの

(折込事業内容の基準)

第4条 前条に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当するものはサービスを利用できない。

- (1) 広告の主体及び責任の所在が明確でないもの
- (2) 政治活動、選挙に関するもの
- (3) 政治及び社会問題について主義主張を含むもの
- (4) 風俗営業に類するもの
- (5) 商品先物取引及び貸金業に関するもの
- (6) 公衆に不快の念又は危害を加えるおそれのあるもの
- (7) 宗教団体による布教推進を目的とするもの又はそのおそれのあるもの
- (8) 事実でないのに、当所が支持又は推奨あるいは保証しているかのように誤認されるおそれのあるもの
- (9) 当所の記事内容を否定するもの
- (10) 著しく会報の品位を損なうおそれのあるもの
- (11) 非会員事業者が行うもの。ただし、事務局長が公益に資すると認める場合はこの限りではない。
- (12) その他、折込事業利用に妥当でないと認められるもの

(案内紙内容の修正)

第5条 当所は、利用者に対して、納品のあった案内紙等について修正等すべき箇所があるときはその修正等を求めることができる。

(責任の所在)

第6条 同封する案内紙等の内容に関する責任は、一切広告主に帰属する。

(免責)

第7条 折込事業利用における情報の詳細や取引に関しては、当事者間で直接連絡交渉するものとし、利用により生じた取引上の問題等について、当所は一切の責任を負わない。

(発行)

第8条 案内紙等を同封する会報は原則毎月10日発行とする。ただし、やむを得ない事情により発行が遅延する場合がある。

(利用料)

第9条 利用料は、次に定める料金とする。

(1) 通常料金

ア B5・A4 サイズ1枚	95,000円 (消費税抜)
イ B4・A3 サイズ二つ折り1枚	125,000円 (消費税抜)
ウ パンフレット(A4以下30gまで)	195,000円 (消費税抜)

(2) 利用料の割引

ア 会員事業所	通常料金を20,000円割引
イ 年間利用5回以上	割引後料金から更に20%を割引
ウ その他、特別の事由があると事務局長が認めるときは前項に定める利用料を減免することができる。	

(支払)

第10条 利用者は、折り込まれた会報発行後に前条に規定する利用料を当所が指定する期限内に納入する。

(納品)

第11条 利用者は、会報に同封する案内紙等を当所が指定する数量を当所へ納品する。ただし、残部が生じた場合には原則として返却しない。

2 納品する日は、発行日の前月20日(休日の場合はその翌営業日)までとする。

(同意確認)

第12条 利用者は、折込事業同意書(様式1)及び利用申込書(様式2)及び折込を予定する案内紙等の写しを、利用希望月の前月10日までに当所へ提出する。

附 則

この要綱は平成19年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成28年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和元年9月1日から施行する。